

<平成 30 年度 第 1 回登米市下水道事業運営審議会>

1. 開 会 平成 30 年 8 月 8 日（水）午後 1 時 30 分

2. あいさつ 会 長  
建設部長

3. 審議事項  
会長が議長となり進行

議 長) 審議事項 1) 公共下水道（汚水）排水区域の変更について事務局から説明をお願いします。

—— 事務局から会議資料及び補足資料により内容説明 ——

議 長) それでは只今の説明について、ご質問等がございましたらお願いします。

委 員) 東和处理区の事業計画の変更により削除される箇所について、資料を確認いたしました。個別に削除される場所については、高低差や個別処理の有利性が明確であることから削除について異議はありません。問題としては集落が 20 軒程度密集している地区について、幹線管渠からの距離が遠いため削除との説明でしたが、どの程度の距離で経済的でないとの判断となるのか、基準等について説明願います。

事 務 局) 今回の区域の変更にあたっては、国土交通省と農林水産省、環境省の 3 省合同で作成している「汚水処理構想マニュアル」を基に、自然流下による下水道管、中継ポンプ（マンホールポンプ）の整備費、合併浄化槽の整備費、維持管理費も含め費用比較を行っております。

集落の密集具合により金額が変わりますので、一概に距離により集合処理が経済的でないとの判断は難しい状況です。

今回、削除予定の東和町錦織中谷地地区は、集合処理で整備した際は下水道管を 1400m、マンホールポンプ 2 基、圧送管 250m の整備が必要となることから個別処理が経済的であるとの結論になっております。

全ての地区において、このような経済比較を行い判断しております。

委員) 了解いたしました。

議長) その他に質問ございませんか。

委員) 今回、津山地区の面積に変更はないと思われるが、審議事項に記載されている理由と、削除地区への住民説明状況について説明願います。

事務局) 登米市の特定環境保全公共下水道は、東和錦織処理区・豊里処理区・津山処理区で一つの事業計画となっていますので、津山処理区につきましても記載しています。

今回削除地区の住民の皆さんに対し戸別訪問等を行い、個別処理の合併浄化槽について説明を行っております。

委員) 了解しました。

議長) その他にございますか。

委員) 東和町錦織中谷地地区の比較をする際に、個別処理にはどのような内容が含まれているのか。

事務局) 合併浄化槽の整備費と維持管理費が含まれております。

委員) 経済比較の内容は了解したが、住民の皆さんには集合処理から個別処理になることに同意を得ているのか。経済比較のみの判断で一方的に削除を行うことになっていないのか。都市部は集合処理で農村部は個別処理にしなければならないのか等の意見が出るのではないのか。

事務局) 東和町錦織中谷地地区においては、平成 26 年度に説明会を開催しております。全ての住民が賛成ということにはなりませんでしたが、個別処理の内容説明を行い、了解を得ている状況です。

委員) 住民から了解を得ているのであれば問題ないが、行政側が一方的に削除する状況になってはならないと思ったので確認しました。

委員) 東和町錦織中谷地地区には、白鳥の飛来する機織沼があります。集合処理であれば環境への心配はないのですが、合併浄化槽からの処理水が

機織沼に流入し、多少なりとも環境に影響が出るのではないかと心配しております。

建設部長) この地区は、機織沼と北上川沿いに別に排水ルートがあります。今回削除する世帯の半数以上は、直接北上川に放流できる水路に面していることと、機織沼については、奥にある山からの流入がありますので影響は少ないと考えられます。

今回の排水区域の変更に関しては、住民説明を行い了解を得ながら進めております。

事務局) 了解しました。

議長) その他にございますか。

それでは、審議事項1) 公共下水道(汚水)排水区域の変更については、運営審議会として認定してよろしいでしょうか。

委員) 異議なし。

議長) 公共下水道(汚水)排水区域の変更については認定されました。

#### 4. 報告事項

議長) 報告事項1) 登米市の下水道事業について、2) 登米市の生活排水処理状況について、事務局より説明をお願いします。

—— 事務局より会議資料1) 2) に基づき内容説明 ——

議長) それでは只今の説明について、ご質問等がございましたらお願いします。

議長) 排水区域の変更に伴い、個別処理になった地区の住民への啓蒙活動の実施状況や、設置期限等について説明をお願いします。

事務局) 排水区域の変更に伴う住民説明会や、戸別訪問時に接続について説明を行っております。接続時期については、新築や改築等の時期に併せて接続を行いたい方が多いため、できるだけ早く接続を行っていただくよ

うお願いしている状況です。

委員) 公共下水道の接続率が75.3%、農業集落排水の接続率が78.7%となっており、まだまだ接続率が低いと思われます。接続率が伸びないと整備したにもかかわらず収益が上がらず、今後の下水道経営にも影響を与えられと思いますので、より一層の接続率向上に努めていただきたいと思います。

石越地区は平成5年から事業を行っていると思われますが、市内の中で接続率が低いのは整備が遅れているのか、整備は進んでいるが接続されていない状況なのか説明いただきたい。

事務局) 石越地区の整備率については、市内の状況から見ても低い状況ではありません。今後3、4年で整備完了を目指している状況です。

接続率の低い地区に対しては、住民説明会や戸別訪問等の啓蒙活動などにより接続促進に努力していきたいと思えます。

委員) 市内の旧町域ごとの計画面積に対する整備面積の状況が分かる資料を提示していただきたいと思います。

事務局) 資料を作成し後日提示させていただきます。

議長) 人口割合の資料はありますが、面積割合の資料がありませんのでよろしくお願ひいたします。

建設部長) 会議資料内に記載されていますが、もう少しわかりやすい資料を作成し提示いたします。

議長) その他にご質問ございませんか。

次に3)平成29年度決算の概要について、4)平成27・28・29年度収納状況について、5)下水道使用料年度別調定額の推移について事務局より説明をお願いします。

—— 事務局より会議資料3)、4)、5)に基づき内容説明 ——

議長) 只今の説明についてご質問等ございますか。

委員) 歳入決算合計約 49 億円対して、受益者負担金・使用料が 17%、国・県からの補助金等が 8%、市債が 30%、一般会計繰入金等が 38%、その他が 7%の構成になっています。その中で一般会計繰入金の上限等が設定されているものなのか説明をお願いいたします。また、市債は年度ごとに借入金額に差がありますが、この状況についてと利子が発生しているのか説明をお願いします。

建設部長) 一般会計繰入金については、一般会計側で交付税として受け入れている部分があります。交付税措置された金額については、繰入されておりほとんどが起債の償還分に充てられております。また、事業の内容に応じて一般会計からの繰入が行われております。上限については設けておりません。

委員) 予算作成時には一般会計繰入金について、把握は可能なのでしょうか。

建設部長) 現在の官公庁会計では可能であります。しかし、平成 32 年度から企業会計に移行することにより、一般会計からの繰入金の考え方も検討していかなければならないと考えております。

事務局) 市債の借入額は、市債を借りることができる工事などの事業に関係しているため、年度間で差が生じている状況です。また、市債には利子が発生し歳出側の公債費から支出しております。

委員) 了解いたしました。

委員) 翌年度へ繰越すべき財源について説明をお願いいたします。

事務局) 翌年度へ繰越すべき財源は、繰越事業の一般財源分であります。

委員) 受益者負(分)担金、下水道使用料の収納状況については了解しましたが、収納状況表の中の不能欠損について、どのように決定しているのか説明をお願いします。

事務局) 受益者負(分)担金、下水道使用料は公債権であるため 5 年で時効となります。督促状の発送や分納誓約書等により時効の延伸を図ることが可能です。未納者に対し居所確認のため、戸籍調査や携帯電話調査を実施

し、判明した居所に催告状の送付や戸別訪問を実施しております。

しかし、負担金については、受益者が死亡し相続人が不明の場合や使用料の住民登録なしに居住していた方については調査が難しい状況となっております。

不能欠損の決定については、未納者の実態調査を実施し、課内で対応を決定しております。最終的な不能欠損については、市長からの決裁を得て実施しております。

平成 29 年度の不能欠損は、農業集落排水事業分担金で 2 名 62,400 円、公共下水道事業費負担金で 12 名 455,000 円、公共下水道使用料で 11 名 72,770 円、農業集落排水処理使用料で 6 名 62,181 円となっております。

委員) 了解いたしました。

議長) その他に質問ございますか。

次に 6) 平成 30 年度事業の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

—— 事務局より資料 6) に基づき内容説明 (整備事業の概要) ——

議長) それでは只今の説明について、ご質問等がございましたらお願いします。

建設部長) 補足説明させていただきます。今年度の工事発注が遅れている状況となっております。これについては、国からの内示等の遅れによるものであり、現在発注に向けて事務を進めておりますのでご理解願います。

議長) ご質問ございますか。

それでは次に 6) 地方公営企業法適用について事務局より説明をお願いします。

—— 事務局より資料に基づき内容説明 ——

議長) それではこの件に関してご質問ございますか。

事務局) 追加説明させていただきます。次回の運営審議会を 10 月頃に開催し、水道事業所との組織統合の検討結果等を報告させていただきたいと考

えております。

委員) 10月の運営審議会は臨時で行うのですか。

事務局) 臨時で開催いたします。2月にも開催いたします。

建設部長) 現在、組織統合について内部手続きを進めている段階です。まだ、課題があり全ての合意形成に向けて調整を行っていますが、もう少し時間が掛かる状況となっておりますので、先ほど10月を目途に開催という説明をさせていただきましたが、もう少し流動的な中で、ご審議の場を設定していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員) 昨日、水道事業運営審議会に出席してきました。水道事業ではいろいろな意見が出ましたが、次回10月19日に臨時で開催される運営審議会にて意見の集約を図ることとなっております。

水道の運営審議会では、民営化を含め多くの意見がでました。上水道・下水道ともに管路が古くなり疲弊が問題になっていく中で、民営化という論点もあるのではないかと思います。下水道については、今までこのような検討をあまりしてきていない状況なので、今後の検討が必要と思われる。

建設部長) 追加説明します。地方公営企業法適用に伴い、これまで行っていなかった総務や会計等の職務が増える状況になります。その中で人員を増やさない方法の一つとして水道事業所との統合を検討しています。現在の単式簿記から複式簿記へ移行させ、より正確な状況を把握し事業の「見える化」を図っていきたいと思っております。今後多くの課題を整理し次回の運営審議会にて報告させていただきます。

委員) 了解しました。

議長) その他にご質問ございますか。

委員) 平成32年4月まで期間がありませんが、地方公営企業法適用は間に合うのでしょうか。

建設部長) 総務大臣から人口3万人以上の市町村に対し平成32年4月までに地

方公営企業法適用を要請されております。この期間内に適用を行う場合の移行費用について、財政措置が設けられており、現在行っている委託業務については、財政措置を活用しております。これまで工事を行った資産の総額についても把握が出来ておらなかったため、委託業務の中で調査を行っております。進捗状況としては、これまでの工事資料を委託業者に全て渡し資料の作成、数値化を行っております。数値化にはもう少し時間が掛かりますが、平成 32 年 4 月を目指して取り組んでいきますのでよろしくお願いいたします。

委員) 了解しました。

金 委員) 組織統合により経費等が削減されるのであれば賛成です。

現在の使用料は、上水道使用料より下水道使用料が低い状況であります。しかし、本来は汚い水を処理する下水道の方が高くなるのではないかと考えます。今後、経費削減等を進めていただき使用料の値上げにならないようにしていただきたいと思えます。

建設部長) 地方公営企業法を適用し複式簿記を行うことによって、経営改善や料金体系の見直しなどを行わなければならない可能性もあると思えますが、直ぐに料金改正ということではなく、いろいろな取り組みを行った中で、今後 10 年程度の経営計画を立てた上で、多くの皆さんの意見を聞きながら行っていかなければならないと考えています。

委員) よろしくお願ひします。

議長) その他にご意見ありませんか。

委員) 施設の更新を行っていく上では、下水道料金の値上げを行うことになってしまうと思うが、先ほどは民営化の話をさせていただいたが、下水道の広域化についての考えはないのか。栗原市の汚水を石越浄化センターで処理していることもあるので広域化を行い経費の削減を行う考えはないのでしょうか。

建設部長) 登米市内の処理場は、公共下水道 4 処理場、農業集落排水 24 処理場となっております。経営改革を行う中で処理場の維持管理に多くの経費が掛かる実態があり、今後処理場数を減らすことは課題となっております。

す。現段階では、数箇所の処理場を減らす素案は持っておりますが、時期や規模について検討していく必要があると考えております。広域化については、宮城県内の自治体間でも検討されていますが、登米市としては地方公営企業法を適用し公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業がどのような経営状況なのかを分析し、市民の皆さんへ「見える化」を図りながらいろいろな経営努力の中で検討していきたいと思っております。

委員) 了解しました。

議長) よろしいですか。

それでは、これを持ちまして本日の登米市下水道事業運営審議会を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

閉会については、会長職務代理者からお願いしたいと思います。

閉会のあいさつ 会長職務代理者

6. 閉 会 午後3時45分